

第5章 事業別・行政区別環境配慮指針

1. 事業別環境配慮指針

千葉市は、これからも様々な開発事業※1の実施が見込まれ、快適な居住環境の確保等が図られる反面、地域の良好な環境を保全及び創造していくためには、開発事業の特性に応じた適切な環境配慮を図ることが必要です。

以下の主要な開発事業※2について、それぞれの環境配慮事項を示します。配慮事項は、「エネルギー・資源」「自然環境」「快適環境」「生活環境」に分類しており、これらを事業に取り込むことにより環境の保全を図る見地からその影響を緩和することをねらいとしており、事業実施主体の配慮を要請します。なお、実際の開発は、様々な状況が考えられるので、配慮事項の趣旨にのっとり、必要があれば配慮項目の追加など適切に対処する必要があります。

- 住宅系事業
- 商業・業務系事業
- 工業系事業
- 交通系事業
- 供給処理施設（下水処理施設、廃棄物処理施設）に関する事業
- 河川・水路・池沼に関する事業
- レクリエーション施設（運動場・ゴルフ場等）に関する事業
- 埋め立て事業
- 土地造成事業

主要な開発事業別の環境配慮事項は下表のとおりです。

表 5-1 主要な開発事業別の環境配慮事項

			住宅系	商業・業務系	工業系	交通系	供給処理施設	河川・水路・池沼	レクリエーション施設	埋め立て	土地造成
環境配慮事項											
1	エネルギー・資源	全般	事業実施時や運用時に消費する資源やエネルギー量の抑制に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○
2		エネルギー	省エネルギー構造化や効率利用のための設備導入に努める。	○	○	○	○		○		
3			二酸化炭素の排出量の観点から適正な燃料を選択する。			○	○				
4			再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用に努める	○	○	○	○	○	○		

※1 ここでいう開発事業とは、環境に影響を及ぼす恐れのある土地の改変、施設の建設・改築等をいいます。

※2 例示されない開発事業は、類似事業を参照してください。

			環境配慮事項	住宅系	商業・業務系	工業系	交通系	供給処理施設	河川・水路・池沼	レクリエーション施設	埋め立て	土地造成
5	自然環境	廃棄物	事業実施にあたり生じる廃棄物を最小限にとどめ、また再利用・再資源化に努める。	○	○	○				○		
6			運用時、廃棄物の回収・処理等が適正に行われるよう施設整備する。	○	○	○				○		
7			事業実施により発生する残土、焼却灰等の適正な活用に努める。				○	○				○
8		水資源	中水道設備や雨水利用設備などの導入を検討する。		○	○		○		○		
9			節水対策を検討する。	○								
10			雨水の地下浸透に配慮する。									○
11	自然環境	全般	崖崩れ、洪水等自然災害の恐れのある地域や、貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水地、傾斜緑地等での事業実施は極力避ける。	○			○	○		○		○
12			施設の立地が周辺の土地利用と整合するよう配慮する。		○	○			○		○	
13		地形	切土、盛土等地形改変を最小限にとどめ、崖崩れ、土砂崩壊等を生じさせないよう配慮する。	○	○		○	○		○		○
14			地形改変を最小限にとどめるよう配慮する。			○			○		○	
15		土壌	土壌の保全に努め、その流出を生じさせないよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○		○
16		表流水・地下水	雨水等の表面流出量に変化を生じさせないよう適切な排水処理を行う。	○			○			○		○
17			地下浸透量、地下水量に変化を生じさせないよう配慮する。	○			○			○		○
18			雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。		○	○						
19			地盤沈下を生じさせないよう配慮する。			○						
20			下水処理水が河川の水源として再利用できるよう配慮する。					○				
21			水量の確保・安定化に努める。						○			
22			高潮等の恐れがある地域で埋め立てには十分な対策を講じる。								○	
23		緑化	一定水準の緑地を確保する。	○	○					○	○	○
24			現存する樹林の伐採を極力抑制する。	○			○			○		○
25			施設等の緑化に努める。			○	○	○	○		○	
26		植生	樹林地等を著しく減少させないよう配慮する。		○	○		○				
27			植生や群落の減少を生じさせないよう配慮する。	○			○		○	○		○
28		野生動物	野生動物の生息量や生息環境に変化を生じさせないよう配慮する。	○	○		○			○		○
29			生物の生息が可能な環境づくりに努める。						○		○	
30	快適環境	全般	快適で地域特性のある住宅地の形成に努める。	○								
31			地域社会の分断とならないよう配慮する。				○					
32			快適な水辺環境の創出に配慮する。						○			
33		文化財	文化財が存在する場合は、それとの調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34		景観	周辺の自然景観等との調和を図る。				○	○	○	○	○	○
35			建築物等のデザイン等、周辺との調和に配慮する。	○	○	○						

		環境配慮事項	住宅系	商業・業務系	工業系	交通系	供給処理施設	河川・水路・池沼	レクリエーション施設	埋め立て	土地造成
36	快適空間	デザインに配慮し、快適空間を創出するよう工夫する。	○	○					○		
37		水辺へのアクセスに配慮した親水護岸等の整備に努める。						○		○	
38		利用者のいこいの場となるようなオープンスペースの確保に努める。		○							
39		デザインに配慮する。モニュメントや休憩施設の設置を検討する。				○					
40	生活環境	全般	周辺の土地利用や地形を考慮して立地場所を選定する。				○		○		○
41		周辺の土地利用と整合した構造等に配慮する。		○	○	○				○	
42		居住環境として好ましくない地域への立地は避ける。	○								
43		大気	大気汚染物質の排出を抑制するための設備を設ける。			○	○				
44		事業実施時は粉じん飛散防止に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45		自動車交通量の増加等による周辺に及ぼす影響を極力抑制する。	○	○	○		○		○		
46		大気汚染を軽減するような構造及び交通流の円滑化に配慮する。				○					
47		搬入に伴う交通について周囲に影響を与えないよう配慮する。					○				
48		水質	河川や海域、地下水の汚染を生じないよう水質汚濁防止のための処理設備を設ける。	○		○	○				
49		事業実施に伴う濁水の流出防止に努める。				○		○			○
50		周辺の水質（表流水・地下水）に変化が生じないよう配慮する。							○		○
51		三面張り、二面張りは極力避け、自然浄化作用が低下しないような河川構造とする。						○			
52		ゴルフ場は農薬を使用しない。							○		
53		埋立地からの浸出水等により海域の汚染が生じないよう配慮する。								○	
54		騒音・振動・悪臭	事業実施時は、防止対策を行い、周辺環境を損なわないよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○
55		騒音・振動・悪臭被害を生じさせないよう適切な処理を講ずる。	○	○	○	○	○				
56		場内の放送等を控えるなど、騒音の防止に配慮する。							○		
57		日照・電波障害	日照を確保し、電波障害を生じさせないよう建築物の配置や高さに配慮する。	○	○	○	○		○		
58		光害	夜間の不要な照明を消灯したり、向きや光量に配慮する。	○	○	○			○		
59		その他	各種の化学物質等の使用によって土壌汚染等環境へ影響を及ぼさないよう、事前に確認する。			○					
60		廃棄物の処理・処分に伴って、有害な化学物質による環境汚染を発生させないよう配慮する。					○				
61		地盤の沈下が起こらないよう配慮する。								○	

2. 行政区別環境配慮指針

千葉市は、東京湾に面した臨海部と市民生活や事業活動の中心部である市街地、それに畑地や農地、森林などを有する農山地に大別され、それぞれ6つの行政区に分れています。

これらの区は、それぞれに特徴を有しており、これらの地区の特色を活かし、行政区ごとの目指す環境像を設定し、誘導すべき地域イメージを明らかにします。

さらに、各行政区の地形・水系・土地利用などの環境特性に応じ、「生活環境」「自然環境」「快適環境」の3点について、課題と開発行為等にあたって配慮すべき事項を明らかにし、より綿密な環境管理が図られるように配慮します。

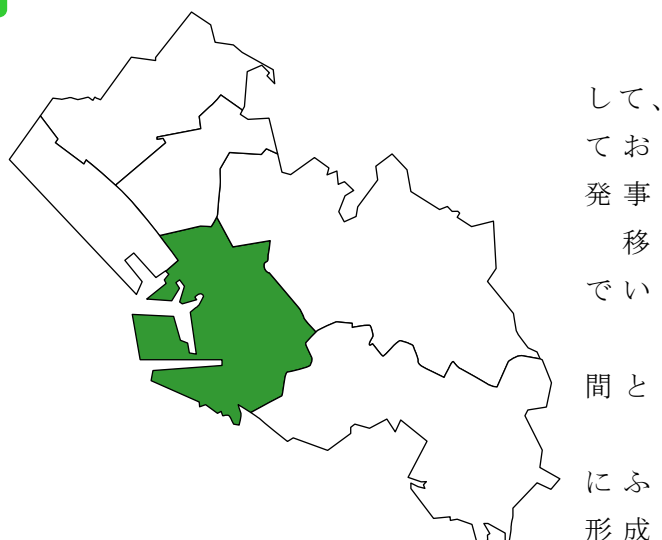
(1) 中央区の課題と配慮の方向

① 目指す環境像

中央区は、千葉市の政治・経済・文化の中心と商業・業務施設、港湾施設、大規模工場が集積し、千葉市の玄関口である千葉駅及び周辺の再開発や、臨海部の大規模工場の主要施設の沖合への転・集約化とそれに伴う跡地の再開発事業が進みます。

中央部は都川の下流域に位置し、広大な都市空間となっています。

そこで、目指す環境像としては、千葉市の都心さわしい商業・業務・港湾機能を備えた市街地を、あわせて台地部や台地斜面に現存する森林及び千葉公園などの大規模な公園や千葉寺、大蔵寺など由緒ある寺院の鐘の音などを活かした快適空間、及び都川と川沿いの雑木林を活かした治水にも配慮した水辺空間の創出を目指します。また、臨海部地域の整備にあたっては、海域環境の保全に努め、海の玄関として、また、市民が集い、憩う魅力ある都市空間の形成を図ります。



【環境の状況】

表 5-2 大気の状態(平成21年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98%値	浮遊粒子状物質(mg/m ³) 日平均値の 2%除外値
末広中学校	0.035 ◎	0.049 ◎
寒川小学校	0.038 ◎	0.052 ◎
福正寺	0.037 ◎	0.055 ◎
蘇我中学校	0.037 ◎	0.048 ◎
蘇我保育所	0.038 ◎	0.052 ◎
松ヶ丘小学校	0.034 ◎	0.052 ◎
明德学園	0.031 ◎	0.048 ◎
臨海ドライブイン	0.037 ◎	0.055 ◎
都公園	0.036 ◎	0.055 ◎
千葉市役所	0.051 ○	0.059 ◎
葭川自動車排出ガス	0.048 ○	0.060 ◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-3 水質の状況(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/ℓ) (75%値)	
都橋	1.0	◎ E 類型※ ¹
立合橋下	1.4	◎ E 類型
新都川橋	1.2	— 類型指定無し
日本橋	6.6	◎ E 類型
都賀川橋梁	7.8	— 類型指定無し
浜野橋	2.1	— 類型指定無し
どうみき橋	1.7	— 類型指定無し
平成橋	2.5	— 類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

②課題と配慮の方向

ア 生活環境

中央区は 6 区の中で最も多くの人口を有しており、商業・業務機能、工場等が集積していることから、自動車交通や工場からの排気に伴う大気汚染や騒音等に懸念を生ずるため、その防止に配慮します。

イ 自然環境

都川水系においては、洪水に見舞われる恐れがあるのでその防止に配慮します。

また、生実川水系においては、谷底平野と台地から成り、生実川上流部の低地に水田、台地に森林が分布しています。かん養機能は全体に高いが低地部では洪水の恐れがあるので、保水機能を有する上流部の樹林や水田が保全されるよう配慮します。

さらに、大巖寺など社寺周辺の景観や大覚寺山古墳等の歴史的遺産の保全に配慮します。

浜野川・村田川水系については平野部に位置し、西部の台地と低地の境等に存在する水田の保全等によって、保水機能の維持に配慮します。

ウ 快適環境

高密度な市街地が形成されており、緑地率が低いので再開発等にあたっては緑やオープンスペースを確保するとともに、千葉公園、みなと公園の維持や貴重な水辺環境の保全に配慮します。

また、人口密度が大きく商業業務系土地利用が集積している点を活かし、再開発等にあたってはエネルギーの効率的活用 に 配慮するほか新市街地の整備にあたっては、緑地の十分な確保や自然風景の保全に配慮します。

※1 河川の類型指定は、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の「生活環境の保全に関する基準」における類型を示します。河川の環境基準は、地域の特性及び水域の利用目的等から、水域毎に類型が設定され、類型毎に基準値が定められています。本市では、A 類型（鹿島川水系）：BOD 基準値 2mg/ℓ、河川 C 類型（花見川水系、村田川水系）：BOD 基準値 5mg/ℓ、河川 E 類型（都川水系、葭川水系）：BOD 基準値 10mg/ℓ。

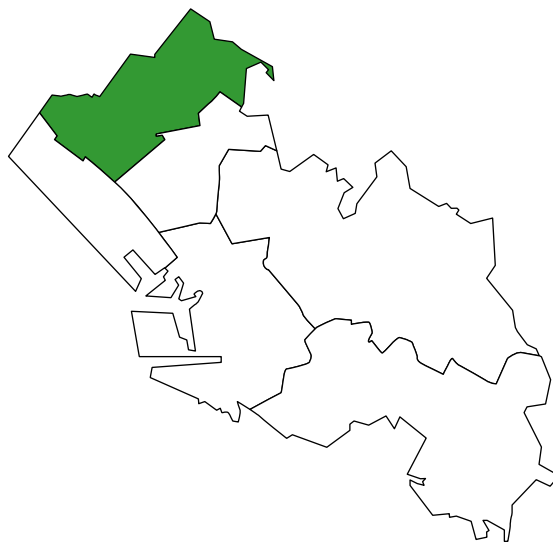
(2)花見川区の課題と配慮の方向

①目指す環境像

花見川区は区域を縦断する形で区の名前ともなっている「花見川」が流れており、流域には緑豊かな河川空間が広がっています。

区の北部から南部にかけて大規模な住宅団地が造成されています。一方、千葉鉄工業団地など住居や商業に加え工業的な土地利用がされています。

そこで、目指す環境像としては、多くの野鳥が生息し、多くの市民が豊かな自然を求めて訪れる花見川の兩岸に現存する緑と水辺を保全するとともに、四季折々の静かなせせらぎが聞こえ、トンボの飛び交う花島公園の整備等を推進し、あわせて南部に残る農地を確保しながら、適切な土地利用を進め、良好な居住環境をもつ新市街地の形成を目指します。



【環境の状況】

表 5-4 大気の状態(平成 21 年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98% 値	浮遊粒子状物質(mg/m³) 日平均値の 2% 除外値
花見川第一小学校	0.035 ◎	0.041 ◎
検見川小学校	0.039 ◎	0.040 ◎
検見川自動車排出ガス	0.045 ○	0.044 ◎
宮野木自動車排出ガス	0.044 ○	0.048 ◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-5 水質の状態(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75% 値)	
新花見川橋	2.1 ◎	C 類型
汐留橋	4.1 ◎	C 類型
花島橋	4.1 ◎	C 類型
勝田橋	4.1 —	類型指定無し
八千代都市下水路横戸町	2.0 —	類型指定無し
下八坂橋	2.7 —	類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

②課題と配慮の方向

ア 生活環境

花見川区は区域を横断するように 2 つの国道が走っており、交通量は多くなっています。

そこで、大気汚染や騒音等の防止に配慮します。

イ 自然環境

花見川区の大半はゆるやかな台地ですが、南部は台地と低地が入り込み比較的起伏に富んでいます。花見川の右岸では農地が全体の 4 分の 1 を占めるとともに、左岸では全体の 3 割を占める農地が地区全域に分布しており、北部には水田が多く見られます。また、北部にはまとまった森林が存在しますので、

できるだけ保全に努めるとともに、洪水や土壌浸食の恐れがある南部では、水田や畑地等の農地が保全されるように配慮します。

さらに、花見川沿いは野鳥等が生息し鳥獣保護区に指定されていることから、北部の良好な森林帯とともに一帯の森林の保全に配慮します。

ウ 快適環境

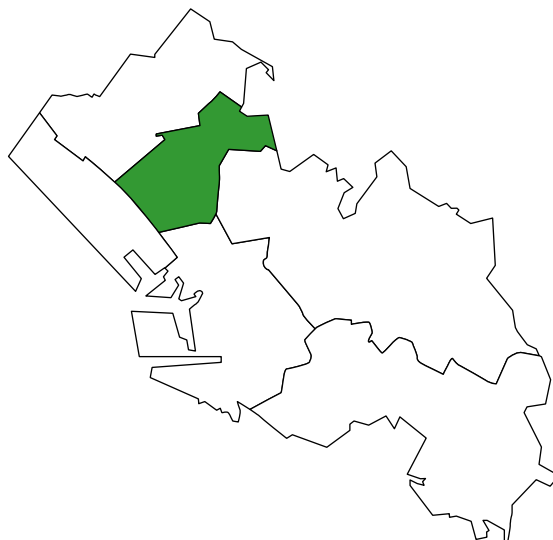
新市街地の整備にあたっては、緑地の十分な確保に配慮します。また、水辺を活用した花島公園の維持管理や田園風景の保全に配慮します。

(3) 稲毛区の課題と配慮の方向

① 目指す環境像

南北に伸びる稲毛区は、大規模な住宅団地の造成や区画整理事業により市街化が進み、既存市街地の緑地が少ない状況です。区域を東関東自動車道・京葉道路・国道16号などの主要幹線道路が横断しているため、物流機能や工業の集積がなされています。

そこで、目指す環境像としては市街化調整区域に現存する優良農地を保全し、稲毛公園の松林や稲毛浅間神社の社寺林、県総合運動場などの貴重な緑地を確保するとともに、快適な居住環境を形成します。あわせて、土地利用の混在化を防ぎ、都市型産業や物流拠点の健全な配置を図ります。



【環境の状況】

表 5-6 大気の状態(平成 21 年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98% 値	浮遊粒子状物質(mg/m³) 日平均値の 2% 除外値
千草台小学校	0.042 ○	0.057 ◎
山王小学校	0.037 ◎	0.050 ◎
宮野木	0.041 ○	0.055 ◎
千草自動車排出ガス	0.045 ○	0.063 ◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-7 水質の状態(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75% 値)
源町407番地地先	1.6 — 類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

② 課題と配慮の方向

ア 生活環境

稲毛区は人口密度が高い地区で、特に主要道路が多いため、自動車公害や生活騒音の軽減に配慮します。

イ 自然環境

稲毛区の南部は市街地であるが、北部は畑地等が分布しており、比較的起伏があることから、洪水や土壌浸食の危険性があります。このため宅地造成にあたっては雨水や表土の流出を抑制するよう配慮するほか、排水処理に注意し、水質汚濁の未然防止に配慮します。また、社寺林や斜面林等の保全や生態系の維持に配慮します。

ウ 快適環境

既存市街地では緑地率が低いため、再開発にあたっては緑やオープンスペースの確保に配慮します。また新市街地の整備にあたっては、緑地の十分な確保に配慮します。

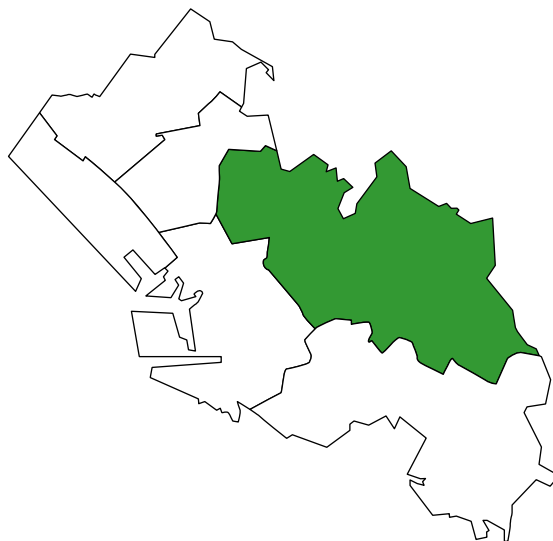
(4)若葉区の課題と配慮の方向

①目指す環境像

最大の面積を有する区域で、自然が多く現存していますが、西部地域は大規模な住宅団地が整備されています。東部地域は畑地・林地などが多い鹿島川流域の田園地帯と都川の中・上流部や坂月川が位置しています。

また、多くの市民の訪れる動物公園や、カタクリなどの貴重な植物、多くの野鳥が生息するなど自然を活かした泉自然公園が整備されています。

そこで目指す環境像としては、農業の維持・育成を図り、動植物の生息する場としてまとまった緑地を確保し、自然豊かな田園地域を形成するため、谷津田の自然の保全に積極的に取り組むとともに、親水性の水辺空間の創出などにも配慮した良好な居住環境をもつ新市街地の形成を目指します。



【環境の状況】

表 5-8 大気の状態(平成 21 年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98% 値	浮遊粒子状物質(mg/m³) 日平均値の 2% 除外値
大宮小学校	0.029 ◎	0.044 ◎
千城台北小学校	0.032 ◎	0.046 ◎
桜木小学校	0.032 ◎	0.045 ◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-9 水質の状態(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75% 値)	
青柳橋	1.1 ◎	E 類型
辺田前橋	2.0 —	類型指定無し
高根橋	1.6 ◎	E 類型
源町407番地地先	1.6 —	類型指定無し
下泉橋	0.9 ◎	A 類型
中田橋	1.4 —	類型指定無し
富田橋	0.9 —	類型指定無し
下大和田町1, 146番地地先	1.4 —	類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

②課題と配慮の方向

ア 生活環境

国道 51 号や 51 号バイパス、千葉東金道路の交通量が多いため、大気汚染や騒音等の防止に配慮します。

水系としては都川水系や鹿島川水系などを有しており、都川水系については、水質汚濁の軽減に配慮します。また鹿島川水系においては水道水源となっていることから河川に流入する生活排水について適正な処理を実施するなど、水質汚濁の防止に配慮します。

イ 自然環境

北部は谷底平野が数本切れ込んでおり、細かい起伏があつて洪水や土壌浸食が起こりやすく下流の河川氾濫の原因にもなっているため、低地部の水田や南部台地の斜面林の保全に配慮します。

また、宅地化にあたっては原地形をできるかぎり残すよう配慮します。さらに貝塚（加曽利、荒屋敷等）の周辺一帯は歴史的景観の保全に配慮します。

さらに、鹿島川水系では、森林や農地が保全されるように配慮します。

東部は、森林や畑地が分布しており、特に鹿島川の谷底平野には水田が分布し、かん養能力の高い地域が多く、森林や水田の保全によりその機能の保持に配慮します。

また、畑地や谷津田が保全されるよう努めるとともに、宅地等の造成にあたっては原地形の改変を最小限にとどめます。さらに、鹿島川や里山などで織りなす農村景観や御茶屋御殿跡周辺の景観維持、泉自然公園の自然豊かな景観の維持に配慮します。

南部は、谷底平野に水田、台地部に畑が存在しています。

都川上流部の斜面を中心に残存している森林は、かん養機能を有するため、この保全に配慮します。北部台地斜面は土壌浸食の恐れがあり、また都川水系の氾濫を引き起こす恐れがあるので原地形の改変を抑制し谷津田の保全に配慮します。また、坂月川や都川流域の豊かな自然環境の保全に配慮します。

ウ 快適環境

新市街地の整備の際の緑地の十分な確保や、農地や天然林・人工林で構成される自然景観の保全に配慮します。また、都川の中央部に流れ込む坂月川は、大型団地に囲まれた貴重な親水性に富む河川であることから、周囲の緑とともに良好な水辺環境の創出に配慮します。

(5) 緑区の課題と配慮の方向

① 目指す環境像

台地部に都川上流の谷が入り込み起伏の富んだ地形を作っています。

谷の低地部には農地が点在し、台地上には森林や畑が分布する自然景観の豊かな地域です。鎌取駅及び土気駅周辺には市街地が形成され、今後数年間は人口の増加が見込まれています。

そこで目指す環境像としては、自然緑地を活かした整備をはじめ、現存する豊かな緑と農地を維持しながら、大規模な住宅団地においても自然との調和に配慮し、緑があふれる快適な居住環境を目指します。



【環境の状況】

表 5-10 大気の状態(平成 21 年度値)

大気測定局	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98% 値	浮遊粒子状物質(mg/m³) 日平均値の 2% 除外値
土気	0.026 ◎	0.046 ◎
泉谷小学校	0.028 ◎	0.044 ◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-11 水質の状態(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75% 値)	
平川橋	2.5 —	類型指定無し
高本谷橋	1.2 ◎	C 類型

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

② 課題と配慮の方向

ア 生活環境

緑区は大規模な住宅団地が形成され、平成 25・6 年度位までは人口の増加が見込まれ、宅地化に伴う都川水系や鹿島川・村田川水系への流入があることから水質汚濁の防止に配慮します。

また、千葉東金道路、千葉外房有料道路、その他幹線道路の交通量が多いため大気汚染や騒音等の防止に配慮します。

イ 自然環境

北部は、台地部に支川都川上流の谷が入り込んでいる地区の 4 割を森林が占め、農地は 3 割を占めます。

これらの地区の大規模な改変は都川下流の氾濫を引き起こす恐れがあるため、原地形の改変が抑制されるよう配慮します。

また、歴史的な遺産の保全、寺社周辺の景観の保全に配慮します。

西部は、台地の谷からなり比較的起伏に富んでいますが、かなりの部分が切り盛りされて宅地造成が行われているので、排水等の管理を徹底し、洪水や土壌浸食の防止に配慮します。

また、大金沢の森林等南部を中心に残存している森林や池沼の保全に配慮します。

東部は、鹿島川最上流部に位置し、台地と鹿島川の谷からなっています。地区の 3 分の 1 が畑で農地全体では 4 割を占め、台地上には地区全体の 4 割を占める森林が分布します。こうした森林や谷津田、畑地の保全によって、原地形の維持に配慮します。また、宅地等の造成にあたっては、農村景観の保全と、現地形の維持に配慮します。

南部は、平均標高が最も高く、村田川の谷が刻まれた起伏に富んだ地形です。台地上に分布して地区全体の 4 割を占める森林や谷津田を保全し、宅地等の造成にあたっては原地形の維持に配慮します。

また、自然豊かな昭和の森の景観や起伏に富んだ里山の自然景観の維持に配慮します。

ウ 快適環境

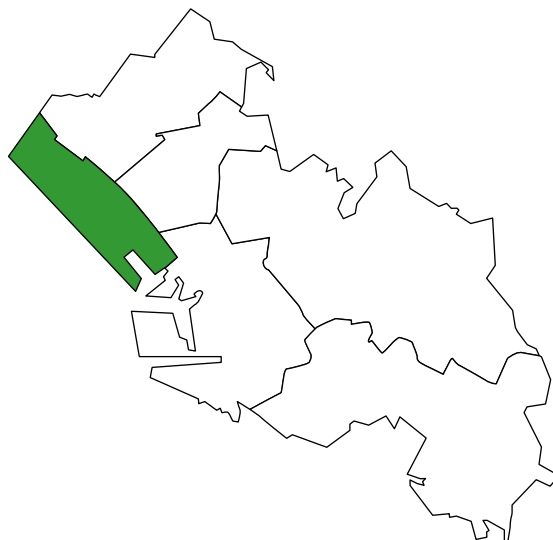
新市街地の整備にあたっては、緑地の十分な確保に配慮します。

(6) 美浜区の課題と配慮の方向

①目指す環境像

埋立地として新しく誕生した地域で、大規模住宅団地、幕張新都心地区、臨海工業地域があるため、今後とも数年間は人口の増加と交通量の増加が見込まれます。

そこで、目指す環境像としては、潮騒や浜昼顔や磯の松原など、海辺の自然にあふれたいなげの浜、検見川の浜、幕張の浜などの水際を活かした海浜公園を水辺と緑のふれあい空間としてまちづくりに活かし、新市街地の街路樹や緑地空間の整備に努めながら、快適で活気のある市街地を目指します。



【環境の状況】

表 5-12 大気の状態（平成 21 年度値）

大気測定局	二酸化窒素(ppm) 日平均値の年間 98% 値	浮遊粒子状物質(mg/m³) 日平均値の 2% 除外値
真砂公園	0.035 ◎	0.050 ◎
真砂自動車排出ガス	0.046 ○	0.050 ◎
幕張西自動車排出ガス	0.046 ○	0.047 ◎

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

表 5-13 水質の状況(平成 21 年度値)

水質測定地点	BOD(mg/l) (75% 値)
高洲橋	1.7 — 類型指定無し

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

②課題と配慮の方向

ア 生活環境

北部は、成田国際空港の拡張や幕張新都心地区の住宅整備や新都心の業務地化に伴い東関東自動車道・国道 357 号の交通量が増加することが見込まれます。また、南部の工業地域は流通業務施設の集積や幹線道路が横断しているため交通量が多くなっています。このため大気汚染や悪臭、騒音等の防止に配慮します。

イ 快適環境

新市街地の整備にあたっては緑地の十分な確保に配慮します。また、いなげの浜・検見川の浜・幕張の浜の水際を活かした親水性空間の創出に配慮します。